

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成18年2月16日(2006.2.16)

【公開番号】特開2003-227306(P2003-227306A)

【公開日】平成15年8月15日(2003.8.15)

【出願番号】特願2002-379702(P2002-379702)

【国際特許分類】

F 0 1 D	25/00	(2006.01)
F 0 1 D	11/00	(2006.01)
F 0 2 C	7/28	(2006.01)

【F I】

F 0 1 D	25/00	M
F 0 1 D	11/00	
F 0 2 C	7/28	Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月21日(2005.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

【従来の技術】

ガスタービンにおいては、高温の燃焼ガスが、燃焼器から様々なタービン段のノズル及びバケットを通って流れる。一般的に圧縮機の吐出空気は、一部のタービン要素を冷却するために使用される。タービン内の様々な場所においてシールに対する必要性があり、かつ異なるタイプのシールに対する必要性があることが理解されるであろう。現在係属中の2001年12月28日出願の米国特許出願第10/028,928号(日本特許庁へ本件と同日出願)及び2001年12月28日出願の米国特許出願第10/029,003号(日本特許庁へ本件と同日出願)には、タービン内の2つの異なる位置において使用するための類似したシールが開示されている。例えば開示されたシールの1つは、ノズルセグメントとノズル支持リングとの間をシールするために使用され、高圧の圧縮機吐出領域からこれより低圧の高温ガス通路内への漏れ流をシールする弦ヒンジシールに対する補助シールを形成することができる。別の同様のシールは、ノズル保持リングとシュラウドセグメントとの間をシールするために使用することができる。タービンの作動中に、これらのシール装置の間に漏れ通路又はギャップが現れることがある。従って、タービンのこれらの及び他のシール部位において、これらのシール面間にシールを配置することが望ましい。これらの密接適合したシール面間にシールを取り付けることは難しく、またシール及び/又は付属構造体への損傷を回避するために、取り付けに先立って又取り付け中にシールを圧縮することが望ましいことが解った。

【特許文献1】米国特許第6164656号